

## 太子町子ども・子育て会議（令和4年度第2回）会議録

1. 開催日時 令和4年7月22日（金） 14時30分～16時10分
2. 開催場所 太子町役場 議会棟C101会議室（全員協議会室）
3. 審議事項 諮問「太子町放課後児童健全育成事業（学童保育園）の見直しについて」
4. 出席委員 都築祐二委員 西田育代委員 會田利香委員 久保田昌之委員  
武田英樹委員 岡村珠美委員 田中薫委員 難波杏奈委員
5. 欠席委員 小栗幸恵委員 前川夏希委員
6. 事務局 嶋津一弥生活福祉部長 北陽一郎社会福祉課長  
改野学由管理課長 肥塚馨社会福祉課副課長
7. 傍聴者 2名
8. 審議経過及び結果 以下のとおり

### 【審議経過】

1. 開会
2. 会長あいさつ  
会議録署名委員に會田利香委員と久保田昌之委員を指名
3. 審議  
「放課後児童健全育成事業（学童保育園）の見直しについて」

### 〈前回会議での質疑に対する事務局説明〉

武田会長 先ほど事務局から前回のそれぞれの委員の方々から質問がございました点について、御回答の方をいただきましたけれども、その回答も受けてですね、皆さんのほうで御意見、もしくは追加質問等ありましたらよろしくお願いします。

西田委員 相生市さんの通常保育料のところなのですが、保険料代を含むとなっているのですけれども、太子町の場合ここはどうなっているのでしょうか。

事務局 太子町の場合は、学童保育園の保険料—傷害保険のことですが—傷害保険の件につきましては、入園するまでに皆さんに納めていただくと。町のほうへ保険料を納めていただいて、町がそれをまとめて保険会社さんへ加入の手続を行うというシステムになっております。

事務局 補足ですが、金額は年額で800円です。

西田委員 例えば保険料も一緒に入れて少し上げていくってような形はとれるのでしょうか。

事務局 この傷害保険料、町の方が支出しても国県の補助の対象となりますので、支出することは可能ですし、保護者が納めてもらうということも、法的に特に保護者からもらわなくてはいけないという規定はありませんので、保育料に含めるということは、相生さんと同様に可能です。ただ事務的に800円の保育料が納められない方とかいらっしゃる。そうすると、私どもは支払ってもらわないといけないので、督促をしたり、また催告をしたりと、場合によってはお家のほうへ行かせてもらって集金させていただいておりますので、保育料で納めていただけるようになれば、その辺若干事務に緩和にはなるかとは思いますが。

武田会長 先ほどの西田委員の質問で、確認なのですが、これは保険料含めての値上げで9,000円ということで設定することが可能ということですか。それとももう少しその分も含めて、また値段の方が変化するというイメージでしょうか。

事務局 前回の都築委員からもなるべく値上げ幅を抑えるようにという御意見もいただいておりますので、保育料に含めるという考え方は、決して誤った考え方ではないので、答申の中に御意見として盛り込んでいただければ、それを持ち帰って、また、行政内部の方で保育料に傷害保険料を含めるという形で検討をさせていただきたいと思います。

都築委員 今度の改正案で考えた場合、太子町は夏休み期間中の1万円とおやつ代の2,400円と保険料代を夏休みは支払うということですか。1万円と2,400円と保険料代。

事務局 夏休みだけの利用、8月だけの利用ということであればそうなりますね。保険料は年額800円になりますので、通年で4月から3月まで御利用でしたら、1年間で800円、ひと月行こうと、ふた月行こうと800円、1年間でも800円ということです。

都築委員 ということは、夏休みは1万2,400円が請求額になる。今までだと1万400円ですよ。姫路市さんの場合だと、19時まで預かる場合は1万2,000円、姫路市さんより400円ちょっと高いということですよ。わかりました。

武田会長 保険代を含むって書いてあるところだけが保険代を含むということですかね。ですから姫路市さんは別途実費負担でプラス保険料が上乘せされるということですね。どこも一緒かな。800円に統一されている感じかな。

事務局 公立施設は同じ保険に入っていると思うので。民間はまた別みたいですけれども。

武田会長 大体そのラインということですね。

都築委員 値上げはいたし方ないとは思いますが、その800円であれ、保険代も含んでいただけると、非常に利用される方は助かるのではないかなと思います。それと、佐用町さん以外の夏休みが本当に安いと。でも説明聞く限りは、佐用町さんの考え方がものすごくわかりやすい。3時間だから8,000円で、3倍になるから、当然3倍の値段ですよと言われると、たしかにと思うのですが、値上げ幅は低ければ低い方がいいと思っていますが、3時間が3.5倍程度の時間になるから、3倍程度にというふうに考えられなかったのですか、逆に。

事務局 アンケートの調査結果を資料につけさせていただいているのですが、昨年度行ったアンケート調査で、保護者の方の御意向というのか、値上げ幅どれくらいまでなら耐えられるかといった回答も参考にした結果、1万円というところが限度かなという考えで設定をさせていただきました。

都築委員 たつの市さん、佐用町さんは令和になって改正を行っておられる。太子町は長年同じ金額だったのですが、値上げする金額はそう高くはない。それは利用者さんにとってありがたいことだと思うのですが、結構な頻度で、改正を行っていかねばならない状況に逆になってしまうのかなと思ったりもするのですが、その辺いかがですか。

武田会長 改正の基準みたいなものがあるのでしょうか。

事務局 基本的に太子町の場合、いろいろな事業で使用料をいただいております。それぞれ設定の仕方とか考え方というのはまちまちでございます。一方、補助金になりますと、サンセット方式と申しまして、一定の年数が経てば、補助事業自体すべて見直しをします。要は費用対効果とか、そういった形で一律的に見直しを行うのですが、使用料につきましてはそれぞれ事業の内容が異なってきますので、見直しにするにしても、それぞれの事業ごとで—スパン—見直しの期間というのは異なることはあるかとは思いますが、ただ、担当課とすれば、見直しをした結果、上げる必要はないと判断すれば、特にこういう審議会には諮りませんので、見直した結果、値段を上げる、下げるといったことが生じれば、こういう審議会にお諮りをさせていただきますが、料金の見直しをした結果何も変わらなければ、外から見ればわからない状況ではあると思います。当然それぞれ事業担当課においては、定期的に事業の見直しは内部でそれぞれ期間が違うと思いますが、行っているものと考えております。

武田会長 少し確認ですが、先ほどの都築委員の質問の中で、今回長期間据え置いていた分、ダムがもうちょっとで水が超えるという状況ぎりぎりまで見て見直しということになると、改定幅が大きくなるのでしょうか。改修とか、新設とか、そういった部分も計画的に考えていくと、また子どもたちの環境面を整備していくという面でも、その財政をどうして確保していくかというところで、値上げというのはいたし方ないのかなと思うのですけれども、それをどれぐらいのスパンでいくのか。段階的に少しずつ上げていく形になるのか。今後どれぐらいのスパンでというのは何か見通しがあるのでしょうか。また何年後に行うということでしょうか、見直しを。

事務局 基本的な考え方で申しますと、やはり毎年毎年決算を打つ中で当然担当課とすれば、その推移を見ます。それによって例えば今から二、三年経って、支出が今と同じような形で伸びていったら、当然、町の持ち出し分の比率が高くなってきているから値上げが必要ではないかと思いますが、そういった意味での見直しは行いますが、そのときにやはり近隣市町の状況はどうか、確かに太子町は持ち出しが多くなってきているから上げる必要があると感じても、近隣市町の料金が現状据え置きというような形であれば、やはりそこは太子町だけが上げるっていうのはいかがなものかと考えます。本町の財政状況もありますが、近隣比較も考慮した上で、料金設定については考える必要が出てくると思います。

田中委員 長期休暇の時の保育料の値段設定が高いということだったのですけれども、前回、今日欠席されていらっしゃる前川委員が「何かメリットはないのでしょうか」という質問をされたのですけれども、例えば夏休みとか冬休みに、宿題で工作とか、絵画とか、1点以上提出という条件がついているのですけれども、預かり時間が長いということで、何か長期保育のときにひとつだけ指導というか、預かっている間にひとつ何か、お手伝いしていただけるというようなことを保護者さんのほうに言うと、値上げという話になっても、それだったらひとつ助かるわっていうようなことにはなるかなと思うのですけれども、長い預かりの間に何か工作とかできますか。他の市町村預かりだけなののでしょうか。それとも何か宿題のお手伝いとか、そういった工作のお手伝いとかっていうのもされているのでしょうか。

事務局 保護者の方から、子どもの勉強を見てくれという声は非常によく聞きます。しかしながら基本的に学童保育というのは、放課後家に子どもたちを置いておくには不安だから預かってくれる場所を提供するという趣旨ですので、基本的には子どもさんたちを預かって、怪

我がないように自由に遊ぶことを見守る場という形であり、宿題のお手伝いということは学童ではやっていないのです。ただ、生活習慣というものを身につけていく上で、1日好きに遊べよというものではありませんので、必ず勉強する時間を設けて、その間、皆静かに座って勉強しましょうという指導はします。ただおっしゃられたようにお手伝いをする、工作をお手伝いするとか、宿題でわからないところがあれば教えてよと。それを絶対に支援員にきなさいということはしていないのです。ただ現実的に、僕も去年現場行っていたら、宿題をしていて、どこがわからへんのかという形で、子どもに聞いたりすることはありました。しかし、それを必ず義務づけているものではないと。ただ民間の学童保育園さんにおきましては、それを逆にセールスポイントとして、うちの学童では子どもさんの宿題も見ますという形でされている場合はあるかと思います。ですが、公設の学童においては基本的には宿題をする時間を設けますが、宿題を教えるといったことはいたしませんという形で運営をさせていただいております。

武田会長 そういったもののボランティアを募って入れるということは制度的にとか、太子町としては、もしあれば可能ですか。

事務局 ボランティアさんがそういった形でアシストできるかといえば、制度上は別に問題はないです。ですが、ボランティアだけで来ていただけるかというと、難しいかなとは思っています。現実的に、今、補助員自体に人が来てくれない。報酬を支払いますので来てくださいと言ってもなかなか来ていただけない状況です。そういった無償ボランティアさんが来ていただければありがたいと思います。

武田会長 町内に大学とかがあれば、教育学部とかがあればいいのでしょうけれども。教育学部があるところの学生は、最終の何日間かで、そういった宿題手伝いますみたいなので、小学校教員目指している学生がっていうようなイベントがあったりするのですが、なかなかこの地域でということになると難しいですかね。

事務局 ちょっと追加で、今の会長のお言葉で思い出したのですが、以前に民間学童をされていたYMCAさんは学生のボランティアさんがたくさんいらっしゃいました。そういったボランティアさんが、YMCAさんの学童では宿題を見てくれるということで、YMCAさんの学童に行かれる方結構いらっしゃいました。そこがなくなって町の方へ来られたら、今度は逆になぜ町では宿題を見てくれないのだと。YMCAさんでは見てもらっていたのに、なぜ町ではしてくれないのだという御意見は結構たくさんいただきました。そういうボランティアさんで学生さん抱えているようなところであれば、そういったことも可能だなとは思いました。

西田委員 すみません、勉強不足で申しわけないのですが、夏休みの学童のスケジュールはありますか。何かイベントがあったり、何かクラブがあったりしたら楽しいだろうと思うのですが、公立なので難しいかもしれませんが、やはり長い時間預かるっていうことは、預かる方も何かないと大変なのかなと感じたのですが、スケジュールは決まっているのでしょうか。

事務局 スケジュールというのが基本的に各学童によって違います。おやつの時間とか、食事の時間、勉強する時間とかあるのですが、遊び方もそれぞれの学童の支援員さんに任せているのですが、昨日社会福祉課の職員がお手伝いに石海学童へ行ったら、午前中、外遊びで子どもたちと鬼ごっこすると。私は去年太田へ行ったのですが、夏だ

と大きなタライに水を張って、そこで出店ごっこみたいな形で、水遊びみたいに、遊びの時間というのは設けるし、またその遊びにおいても、室内でする遊び、外へ出てする遊びというような形で、そういう時間を決めて、1日のスケジュールを支援員が組んで行っています。ずっと室内で同じことしていると子どもたちも飽きが来ますので、各学童で工夫しながらしてもらっています。

都築委員 今の説明ですか、夏休みなど長時間預かっているときは、支援員さんに基本的に任せて動いてもらっているという感じなのですか。それとも、もう少し細かい日案的なもの、週案的なもの、月案的なものがあるのでしょうか。どちらかなと思ひまして。

事務局 支援員さんの上に責任者の先生、幼稚園の園長をされていた人がいます。おおまかなスケジュールを立ててはいますが、そこは絶対そうしなさいと決めているわけではないです。人数が全然違うので。東出の自治会館でしたら、80人弱ぐらいいる支援もあれば、40人とか、龍田みたいに10何人の支援もあるので、そこは支援の単位ごとに臨機応変にやってもらっていたり、子ども皆が一度に校庭出て遊ぶことができない支援は交代で行ったりとかして、それぞれの支援の単位ごとにスケジュールを組んでいます。夏場でしたら、朝が涼しい、夕方が涼しい、昼間は暑いから、熱中症対策で昼間外出て遊ぶことはできないので、大まかなスケジュールはその責任者の人が大体こういうプログラムでやってというのを決めて、あとは支援の単位ごとに臨機応変にされています。

都築委員 人数が多くなってある程度は決められているけれどあとは臨機応変に動いてくださいというのは、僕は支援員さんがちょっときつところがあるのかなと。決まっているけれど決まりきってない、決め過ぎるのもどうかとは思いますが、もう少し何かがないと。逆にさあ今からどうしよう考えないといけないとなると、それはそれで支援員さんは大変かなというふうに思うところがあります。

武田会長 ありがとうございます。また、支援員さんの現場の声を聞きつつということをお願いしたいと思います。

西田委員 先ほどのイベントの話なのですけれども、企業さんなど無料でイベントをしてくださったりとか、教えに来てくれたりというところがあると思うのですけれども。例えば交通費だけ払ってくださいねというところもあります。例えばそういうのは取り入れることはできるのですか。夏に何個かイベントをして、それに参加したいという子がいれば、少しそちらに見てもらえるというだけでも少し楽になるのではないかと思います。学童でそういうことをしたら駄目だという決まりがあるのか、少し気になりました。

武田会長 そういうイベントというところではどうでしょうかね。

事務局 以前の会議でも御説明させていただいたのですが、学校の先生のOBの方にたくさん来ていただいたと。理科の先生と絵画の先生がいらっしゃったので、面接のときに、その先生たちに各学童を巡回してもらって、子どもたちに絵画を教えとか、水辺の生き物の説明だとか、そういった講座みたいなことをしていただだけませんかというお願いをして了解いただいて、余力が出たらそうした形で、そういう先生方に各学童を順番に回っていただこうと計画はしていたのですが、現実には支援員さんがそこまで揃いきらなくて、毎日支援で保育をしてもらわざるを得ないという状況です。そうした形でこういう先生のOBの方に夏休みに回っていただこうという構想は持っております。また民間で特にYMCAさん、事業はや

められたのですが、夏については、イベントをされていらっしゃると思いますので、学童に来ていただいてイベントをしていただくというのは、場所的な問題もありますし、費用的な問題もあるから、それはできないのですけれども、YMCAさんはキャンプ場をお持ちなので、夏については、もしよろしければYMCAさんのキャンプ、こういうのがありますといったような御案内とかはさせていただいております。ただやはり学童の保育室を使ってイベントを行うというのは現状では難しい状況でございます。

難波委員 前回欠席させていただいたので、もしかしたらほかの方が質問されていることと重複するかもしれないのですけれども。ボランティアというか、大学生ではなく高校生や中学生のボランティアみたいな形で、保健福祉会館でされている「はっぴい・ぼぼたん」というのがあるのですけれども、そこで夏休みのイベントで、学校の宿題なのか、そういったボランティア活動をひとつしなさいなのか、はっきりとはわからないのですけれども、中学生や高校生が来て、子どもたちと一緒に遊ぶというイベントがあるのです。太子高校は今総合学科で、もしかした教員目指す、また保育系を目指す生徒たちも多分いると思うのですよね。だから、もし可能でしたら、そうした高校生に向けたボランティアの声掛けみたいなことをしたらどうかと話を聞いていて思いました。

事務局 ボランティア、基本的に可能だと思います。行政がボランティアに来ていただこうと思ったら、せめて傷害保険を用意する必要とかありますので、内部でそういうことをしたいということを提案して、ボランティア保険など予算計上できるようになれば、そういったことは検討していきたいと思います。逆に言えば、そういった形で子どもたちを見ていただけるのであれば、支援員不足、補助員不足といったものに対応することも可能だと。ただ、気をつけないといけないのは、そういう事業をするとすると、皆平等にしないといけない、特定の学童でしかないとなると何であそこだけというのが出てきます。そうすると学童全部で10教室ありますので、10教室の子どもたちを皆同じようにしようとすれば、やはりそれなりの数になるという問題があるかと思うので、今後内部でも検討していきたいと思います。

武田会長 組織的に社会福祉課だけではなく、全体的なところでの議論が必要ということですね。

事務局 具体的に申しますと、それを全学童で夏の期間やりたいということであれば、10カ所分のボランティアさんの傷害保険を予算計上する必要があるということと、それだけのボランティアさんに来てもらう準備、今度は担当する職員の労力、準備するための時間がかかるという部分をクリアできるようであれば、事業実施に向けて検討はしていきたいと思います。

武田会長 保険は高校が入っているかもしれないですね。

田中委員 その場合、実費とか、保護者の方から追加で徴収とかはできるのでしょうか。ちなみに、太子町さんのホームページにアがっているトイボックスさんという太田小の近くにできたところなのですけれども、ここはすべて実費に係るものは別途請求するし、その他の宿題を見るとか、英会話でしたら別途料金かかるというふうに書いてあるのですけれども、そういったときに平等にということなのなのですけれども、希望者で、お金を払う保護者ということで募れば、平等というか、お金を払った人は利用できますよということにはできないのでしょうか。

武田会長 学童の中でその空間だけを分けてしまうということですか、そうなる。

事務局 制度上申しますと、必要な実費というのも保護者から徴収するということは可能だと思います。ただ、私も行政の立場から申しますと、学童保育、やはり家庭環境等の関係で、そういった費用を別途徴収するとなると、支払えない御家庭の方っていうのもいらっしゃるわけです。そうすると、払える人がこっちのメニューをするけれど、払えない人たちは部屋で見とくわと。結果的にそういうふうになってしまいますので、今の時点では、そういった形はとりたくはないなと。やるのであれば、全部公費負担で皆に同じサービスを提供するというような形で実施はしたいなとは考えています。

武田会長 よろしいでしょうか。では、質疑はこれで終わらせていただいて、このあと答申を行うに当たって答申案を私に一任いただき、事務局と話しながら作成したいと思います。流れの中でひとつ確認なのですが、皆さんの中でこの改正案の、保育料の値上げについては、やむなしというところでの意見で一致ということでしょうか。それに加えて附帯事項等を踏まえて少し内容を検討したいと思いますので、会長に一任いただくということで一旦よろしいでしょうか。（異議なし）異議なしということです。すべての審議は終了させていただいて、今から事務局と答申案の方を作成してまいりたいと思います。また、案として皆さんにお諮りしたいと思いますので、一時休憩ということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（休憩）

#### 4. 答申

「放課後児童健全育成事業（学童保育園）の見直しについて」

武田会長 再開します。ただいまより答申を申し上げます。よろしくお願いいたします。令和4年7月22日、太子町長 服部千秋様、太子町子ども・子育て会議会長 武田英樹、太子町放課後児童健全育成事業（学童保育園）の見直しについて（答申）、令和4年7月1日付太社福第746号をもって諮問された「太子町放課後児童健全育成事業（学童保育園）の見直しについて」について、本会議において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。記、本会議に諮問された「太子町放課後児童健全育成事業（学童保育園）の見直しについて」については、町立学童保育園の現在の状況及び将来の見通し、太子町の財政状況等をもとに説明されており、適正な受益者負担のもと、今後も安定した事業運営を行うにあたり、必要な見直しであると判断する。なお、会議として、次のとおり意見を付する。1 今回の改定に合わせて、別途保護者負担としていた学童傷害保険料を月額保育料に含めることを検討していただきたい。2 保育人材が不足しているなど困難な状況があることは理解するが、引き続き人材確保施策に取り組み、子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備に努めていただきたい。3 幅広い世代に興味を持ってもらえるよう、SNS等の広報媒体を活用して、地域の人材を確保し、安定した運営ができるように努めていただきたい。4 学童保育園で実施するプログラムの充実を図っていただきたい。

服部町長 委員の皆様には、慎重にご審議いただきありがとうございました。いただいた答申を真摯に受け止め、今後の放課後児童健全育成事業を含めた子ども・子育て支援施策に生かしていきたいと考えております。今後とも当町の町政運営に対しまして、格別のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

武田会長 それでは以上をもちまして本日の議題はすべて終了といたします。委員の皆様におかれましては円滑な会議運営に御協力いただきありがとうございます。これ以降の進行については事務局の方にお任せをいたします。

## 5. その他

事務局 失礼いたします。それではその他連絡事項を申し上げます。本日の会議録につきまして、作成次第会議録の署名委員に確認をお願いして署名をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。二つ目といたしまして、委員報酬につきましては、指定された金融機関の口座の方に後日振り込みをさせていただきますので、御確認をお願いしたいと思います。三つ目は、前回の会議でも申し上げましたが、今年度は第2期子ども子育て支援事業計画の中間年になりますので、計画の見直しをこれから行いたいと思います。10月を目途に見直し案を作成したいと思っております。10月に会議を開催させていただきたいと思いますので、日程を後日調整させていただきたいと思います。事務局からは以上でございます。何か御意見、御質問等はございますか。特にございませんか。

## 6. 閉会

事務局 これで本日の審議会を終了とさせていただきたいと思います。本日は本当にお忙しい中御参加いただきましてありがとうございます。お気を付けてお帰りください。

この議事録が真正であることをここに署名する。

令和4年8月18日

署名委員

久保田 昌之

署名委員

會田 利香